

第3回 総務委員会記録

- 1 日 時 令和4年6月16日(木) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 6名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 岩 崎 芳 昭 | 委 員 | 渡 部 道 宏 |
| 副 委 員 長 | 天 野 京 子 | ” | 小 嶋 正 彰 |
| 委 員 | 宮 崎 淳 一 | ” | 高 田 保 則 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 1名
- 議 長 佐 藤 栄 一
- 7 説明員 6名
- | | | | |
|-------------|---------|--------|-------|
| 副 市 長 | 西 澤 澄 男 | 市民税務課長 | 丸 山 豊 |
| 総 務 課 長 | 吉 越 哲 也 | 妙高支所長 | 関 栄 朗 |
| 企 画 政 策 課 長 | 葭 原 利 昌 | | |
| 財 務 課 長 | 大 野 敏 宏 | | |
- 8 事務局員 2名
- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 阿 部 光 洋 | 主 査 | 道 下 啓 子 |
|-----|---------|-----|---------|
- 9 件 名

- 議案第 36 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例議定について
- 議案第 37 号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定について
- 議案第 38 号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について
- 議案第 39 号 妙高市妙高コミュニティセンター条例議定について
- 議案第 47 号 指定管理者の指定について(妙高市テレワーク研修交流施設)
- 議案第 49 号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項について

○委員長(岩崎芳昭) ただいまから総務委員会を開会します。

これより議事に入ります。

議案第36号から議案第39号の条例関係の4件、議案第47号の指定管理者の指定1件、議案第49号の所管事項の補正予算1件の合計6件であります。

議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議

定について

○委員長（岩崎芳昭） 最初に、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） おはようございます。ただいま議題となりました議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定について申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項に規定する選挙長等の費用弁償額に準じて条例で規定している報酬額を、今後の法改正に対応できるよう法律の条項を引用するよう改めるとともに、投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人に関しては、職務1日当たりの支給であった規定を従事した時間に応じて支給できるよう条例を改正したいものであります。

なお、議決後公布の日から施行し、7月執行の参議院通常選挙から適用する予定としております。

以上、議案第36号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第36号に対する質疑を行います。ございませんか。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） おはようございます。よろしく申し上げます。

報酬なんですが、時間に応じた適用ということで、時間当たりの報酬というのは、今単純に以前の別表にある報酬額の時間で割ることになるのか、それとも別に改めるようになるのか、それについてどうでしょうか、お願いします。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 基本的に現在の時間で割ることになります。例えば投票に関して言えば、当日朝7時から20時が基本ですので、13時間で割ったものを1時間単位としてという計算になりますし、それから期日前投票については、朝8時半から20時までということで、1日11.5時間ということになっておりますので、そういったものに基づいて計算をさせていただきたいというものでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） ちょっとお伺いしますけども、このいろいろ投票管理者、投票立会人とか、開票管理者とか、この中で市民が頼まれるといたしますか、職員でなくて市民が頼まれる、やる可能性のある職務というのはどれでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ここに規定しているものでは全てになります。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） よくお聞きするんですけども、立会人というのはやっぱり時間が長いので、報酬的なものというものを当てにしてではないですけども、それで立会人になってくださる方が多数いらっしゃいます。と思います。その中で時間で決められているんで、目安では幾らとかというような形でお願いしていくのか、それとも金額的なものは言わずにお願いをしていく形になるのか、そこちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） まず、基本的な金額については、先ほども申し上げましたとおり、投票日であれば朝の7時から20時まで、それから期日前投票であれば朝の8時半から20時までということを前提に報酬額というのは定めて

おりますので、今度短くなる場合については、そこで割り返した金額によってお願いしたいということで、立会人さんとか、それから投票管理者についてはお願いさせていただくことになります。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） そこで、短くなったときに報酬が減ってしまうと、次の立会人を受けてくれる方がいらっしやなくなるんじゃないかというふうなちょっと懸念、思ひまして、やっぱりある程度定額で、この額が、それ求めていらっしやる方少ないと思うんですけど、この額だから私は受けるという方もいらっしやることはないと思うんですよね。ですので、最近の選挙だと大体市の職員の皆さん方、開票事務すごく早くなられまして、8時から開票事務が始まって、集まるけども、2時間くらいで終わってしまうと。その2時間をそこで立会いするだけのためにほかの予定を入れないでいらっしやる方もいらっしやると。であればある程度の金額は保障してやらないと夜の時間帯、私はそのためにというのがちょっと懸念されるのかなと思うんですが、そこら辺どんなものでしょうかね。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） すみません、今の話、私御説明したのは投票の関係の話なんですけど、渡部委員さんがおっしゃるのは開票の話……

○渡部委員（渡部道宏） ごめんなさい、開票。

○総務課長（吉越哲也） 開票につきましては、1回当たりということで今規定させていただいておりますが、選挙ごとに開票に係る時間は全く異なってまいりますので、これについては従来どおり1回幾らという形をお願いするような形を考えております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 先日の一般質問の中でも投票率上げるといいますか、そういった対策が必要でないかというのもありました。やはり投票所、投票に行くことになじみを持ってもらう、特に若い方ですね、そこが大事だろうなというふうに思います。移動投票所だとか、いろんな手を打っているのはこれからも進めていただきたいと思うんですけれども、投票立会人や何かに若い人を起用する、あるいは高校生を起用する、こういった若い人たちに關心を持ってもらうというの、報酬とは別に取り組んでいかなきゃいけないというふうに思うんですが、その辺の今現在の現状とこれからの対応についてお伺いします。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 確かに若年層の皆さんの投票率というのは、今回の選挙においても平均に比べれば高くなかった実情がございます。今やっていることについてですけども、まず18歳に新たに到達されて初めて選挙受ける方については、別な用紙をお送りしまして、今回から選挙受けることになりましたので、ぜひとも投票に行きましょうということ呼びかけを毎回させていただいております。それから、若年層の若い方々の立会人等につきましては、投票の事務従事者の主任者が各投票区におりまして、それは職員でありますので、職員のほうで可能な限り地域で探してくださいとお願いさせていただいて、投票所回っていただくとしつずつですけども、若い世代の方々も立会人に入ってきていただいておりますので、そういったものをこれから増やしていきたいというふうに考えております。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） すみません、私聞き方逆に聞いてしまっ。開票事務で1回につき幾らと決まっています、例えば比例区や何かが入ったときは長くなるわけですよね。1回でその金額で夜中の12時まで拘束されるとかといった場合に、その足の分というのはどうなるんでしょうかね。同じ選挙なのに国政に携わったら同じ金額でこんな

長い時間拘束されたというのは、ちょっと何か腑に落ちないところあるんですけど、どういう対応されるかお聞かせください。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 改めて開票に関するということでよろしいわけですね。そちらについては、先ほども申し上げたんですけども、今回の例えば参議院であれば恐らく午前零時超えるぐらいまでかかるんだろうと思っていますが、先般の県知事であれば10時前には終わって帰っていただいています。ただ、その選挙ごとで国のほうの報酬基準についても1回当たりということになっておりまして、そこについてはちょっと変える予定はないというのが現在の考え方でございます。ですから、長くても短くても、開票の立会いについては、基本的には立候補者の方の利益代表の方々が来られている部分もありますので、そういったところについては、それも含めてそういった御理解をお願いしたいところでございます。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） じゃ、開票、選挙立会人というのはこちらからお願いして立ち会って……開票の立会人はそれぞれの立候補者の方々が代表されて、選挙の立会人だとか、選挙長もそうなんですけども、やっぱり国政選挙だと時間長くなって、ほかの選挙であれば時間短し、国政選挙のとき俺受けたくないわという人が出てくる可能性というのはどんなもんなんでしょうかね。もしその分あれば、その分だけでも市のほうで単独である程度見てやるということはどうでしょうかね。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 現在当市の選挙管理委員会の中では選挙長、選挙長というのは選挙のときの呼び名によって変わりますけども、については選挙管理委員会の委員長が毎回引き受けている形になります。あと開票の立会については立候補者の利害関係者の方々から出てきていただいているんですけども、場合によって人数が足りない場合については、選挙管理員の職員から受けていただくような形で必要な人数を確保している状況でございます。そんな関係で今渡部委員おっしゃることも分からんではないんですけども、開票時間の長い、短いにおいてこれまでも含めてですけども、報酬額の変更についてどうこうというのはなかったものですから、現状ではこのままいかせていただきたいということでございます。

○委員長（岩崎芳昭） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第37号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（吉越哲也） ただいま議題となりました議案第37号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、デジタル改革関連法の施行に伴い、条例第2条第2項及び第3項で引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び同法律施行令が廃止され、改正された個人情報の保護に関する法律及び同法律施行令に一本化されたことから、引用する規定の整理を行うため、条例の一部を改正したいものであります。

以上、議案第37号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第37号に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第37号 妙高市個人情報保護条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第38号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） ただいま議題となりました議案第38号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

議案第38号参考を御覧ください。本案は、令和4年度税制改正に係る地方税法等の改正が行われたことから、市税条例について所要の改正を行うものであります。

主なものについて御説明申し上げます。大きく1点目といたしまして、居住用家屋の新築等に係る住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税と呼ばれているものですが、この特例期間を4年延長し、令和7年12月31日までに入居した者を対象とすることに伴い、控除可能額のうち所得税から控除し切れない額については、これまで同様に個人住民税から控除する措置が講じられることから、そのために必要な改正を行うものであります。

2点目につきましては、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得については、現在納税義務者が所得税の確定申告と個人市民税の申告をそれぞれ行うことで、所得税と市民税で異なる課税方式の選択を可能にしておりますが、令和6年度からの市民税においては、いわゆる令和5年分の所得税の確定申告で選択した課税方式と一致

させる措置が講じられることとなりますので、これに合わせた改正を行うものであります。

以上、議案第38号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第38号に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 参考のほうに書いてあります①のほうですが、住宅借入制度の特別枠4年延長というのは、国の政策として景気浮揚ということで非常に重要な政策であるというふうに思っておりますし、また地域経済のことを考えますと、住宅着工というのは非常に波及効果も大きいということで、これは適切なことだろうというふうに思っております。ただ、所得税から控除し切れなかった額ということになりますと、相当のローンを組み立てないところまでいかないのかなという気もするんですが、それはそれとして各家庭のいろんな事情があるでしょうし、住宅着工戸数を増やすという点についてはいいんじゃないかと思うんですが、これに対応する、影響する市民税の影響額、それから対象戸数をどのように見ておられますでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えいたします。

住宅ローン減税、例えば令和3年中の所得税の確定申告をした場合は、令和4年度の住民税から差し引かれるということなんですけども、直近の令和4年度については現在集計中なんですけど、いわゆる令和2年度分の確定申告で令和3年度の住民税の、今ほど小嶋委員から言われた住民税の控除額につきましては、件数にして59件、控除額では市民税ベースで279万3000円、これが新規、いわゆる新しくうちを建てたり、購入されたりして新たに対象となった方です。住宅ローン減税につきましては、従前10年間の控除が受けられるということになっていきますので、令和3年度の延べの適用人数というんですか、につきましては583人で、市民税ベースで全体の控除額につきましては、2277万円ということになってございます。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 分かりました。そういった減税、少しでも対応する中で、住宅戸数の着工が増えれば地域経済非常に大きいと思いますので、こういった制度のPRについてしっかり市民の皆様方にお知らせしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） ちょっとあまり大した質疑ではないと言われてしまえばそうなんですけども、例えば所得税から控除し切れなかったものを市民税からまた控除する。それでも控除し切れないものは翌年度に回すとかと、そういう形にはならず、それは単年度で終わりという感じになっちゃうんでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 市民税務課長。

○市民税務課長（鴨井敏英） お答えいたします。

例えば今現在は、12月31日現在の借入残高の1%、改正すると0.7%になるんですけども、単純に申し上げますと、1000万円の借入残高があると1%ですので、10万円の税額控除になります。所得税で7万円課税されていまして、住民税で5万円課税されていましてということになるとですね、いわゆるまず所得税から10万円の税額控除のうちの7万円を差し引きます。そうすると、残り3万円になりますね。その3万円を住民税の5万円分から控除するという形になりますが、今ほど委員の言われたように、逆に20万円税額控除できますということで、所得税から7万円、それで住民税から5万円引くと、合計で12万円ですので、8万円の引き不足になるんですが、これはあくまで

単年度の残高に応じての税額控除ということになりますので、翌年度に繰越しはしないということになってございます。

○委員長（岩崎芳昭） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第38号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 妙高市妙高コミュニティセンター条例議定について

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第39号 妙高市妙高コミュニティセンター条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高支所長。

○妙高支所長（関 栄朗） ただいま議題となりました議案第39号 妙高市妙高コミュニティセンター条例議定について御説明申し上げます。

本案は、妙高支所の大規模改修に伴い、新たに多目的集会室、調理実習室や防音スタジオなどの機能を有する施設を設置し、コミュニティ活動の場として活用を図ることで、地域コミュニティの推進を図りたいことから、条例を制定したいものであります。

使用料につきましては、公共施設等の使用料見直しに準じまして、コスト計算により使用料を算定し、料金設定としております。

以上、議案第39号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第39号に対する質疑を行います。

宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） 1点、2点ほどお願いします。

使用料の加算割りについてなんですが、市内の方、市内以外の方についての加算割りというのが若干違います。それで、コミュニティ施設ということですから、市内の方に対しては優遇と。市外住所の方に対してはということ、加算割合が違うと。ですが、広く妙高市を知っていただいて、その施設を使っていただくというような観点から考えると、そういった加算割合というのが適正かどうかというのはまた違った意味での考え方になるんですが、その辺についての考え方についてお願いいたします。

○委員長（岩崎芳昭） 妙高支所長。

○妙高支所長（関 栄朗） 加算の割合の考え方につきましては、今委員おっしゃられるように、市民の方から使っていただきたいという考え方もございます。また、この施設だけでなく、ほかの施設につきましても、同様な設定の

仕方をさせていただきますので、それに準じている内容でございます。

○委員長（岩崎芳昭） 宮崎委員。

○宮崎委員（宮崎淳一） コミュニティ施設ですから、そういったところでの決まりというのはある程度は仕方ないのかなと思います。ですが、市外の方が妙高市のこの地で何かイベントをしたいんだといったときに、こういった施設があるといったことについて特例といいますか、そういった判断については、あるとおり市長が定めるという形を取るといったことでよろしいでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 妙高支所長。

○妙高支所長（関 栄朗） お答えいたします。

考え方はこの基準にのっとってやりたいと思っています。あと特例につきましては、その都度いろんな形があると思うんですが、その内容に準じて考えるべきところがあればそのように取り扱うことが必要になるケースもあるかもしれません。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 2点ほどお願いします。

参考資料の平面図の改修後の2階に図書館がありますけれども、これについては支所機能と切り離して運営すると。人的な配置だとか、そこら辺についてはどういうふうなお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 妙高支所長。

○妙高支所長（関 栄朗） お答えいたします。

図書室につきましては、現在私ども支所としましては、貸し出し、それから返却の業務、あと登録関係、行っています。これについては、引き続き私ども支所の管轄として事務を行います。2階につきましては、特に常駐するということではございませんで、必要に応じて声かけていただき、受付のほうは支所1階の窓口のところで行っていきたくと考えています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 本館そのものも、ちょっと延期はされましたけれども、大幅に機能向上がなされるということですので、やはり分室についても同等の地域の市民サービスが提供できるようにですね、十分配慮していただきたい。ただの貸本屋にならないようにですね、リファレンスサービスだとか、いろんな形でお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう一点、3階の相談室がございます。こちらのほうの利用についてなんですが、市民の相談ということになりますと、支所だけで完結できればいいわけですがけれども、やはりいろんな健康だとか、教育だとか、介護だとか、福祉だとか、多方面にわたる相談が予想されるわけですがけれども、そういった本庁の相談業務との連携、こちらについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 妙高支所長。

○妙高支所長（関 栄朗） お答えいたします。

今参考資料でいきますと3階の相談室のことかと思うんですが、こちらにつきましては、機能的には妙高保健センターの位置づけとして今回設定させていただいているものなんですけども、実際にはいろんな相談、私どもも市民の方から受ける内容はございます。そういったスペースとしても活用いたしますし、定期的ないろんな相談業務、人権相談ですとかございますが、そういったところの中で他課とも連携しながら有効活用図らせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 今の時代ですので、自治体DXの推進というようなことで、どこにいてもきちっとした市民の皆さん相談受けられるような、そういう機能を備えたような相談室にしていきたいというのが要望です。

もう一つは、総務課長さんにお伺いしたいんですが、自治体業務の継続性の問題、コロナが庁内で濃厚接触者ですか、そういったことが出たということで、一時支所に分散して業務を行ったということもありました。そういったことが今後妙高市においてもいろんな災害だとか、何があるか分からんというのが今の時代ですので、それでも確実にその機能を、自治体の業務を遂行していく機能を確保していくためには、やはりこういった施設を有効活用する。いざというときにはそういったもので業務を行えるような、そういう自治体業務の継続性、強靱な事務処理体制、これを構築していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺については今回の支所の改修、それから今後の利用についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 総務課長。

○総務課長（吉越哲也） 昨年、一昨年来のコロナのときにつきましては、業務の分散という形で妙高高原メッセ、それから妙高支所を活用して実際の業務をやってまいりました。その際に例えば設置しました連絡用の内線電話につきましては、依然として機能はそのまま残してございます。今後も今コロナはこういうふうな形で収束済みというふうに言われておりますけれども、厚労大臣さんの発言を借りればまた8月頃に次の波があるんじゃないかという話もありますので、そういった場合でも一度こういった訓練をしてまいってきておりますので、分散勤務ですとか、そういったもの、それから新たにできます例えばテレワーク施設や何かも活用しながらですね、業務がリスクを回避しながら継続できるような対応はしていきたいというふう考えております。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 使用料についてちょっとお聞きしたいといいますが、要望も含みなんですけれども、市内の皆様がお使いになる、営利目的でも200%、倍額なんですけど、市外の方がお使いになるときは営利目的でも300%、3倍にしかならないわけですよ。端的に言えば、調理実習室なんか1時間使うという形になると1時間で120円、これ3倍になるので、360円ですよ。市外が営利目的の方が使ってきてガスががんたいてというような形になったときに、これから燃料費がどんどん高騰していくというのは明らかでございますし、ガスについては市のほうで安定供給するために補助金じゃないんでしょうかね、ある程度の支援もしているという中で、市外の方が利用される場合は、子メーターか何かつけて実費だけ徴収するというようなことも今後考えていかなければいけないのかなと思いますけども、今この300%の中には今の段階ではその使用料分も含まれているというふうなお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 妙高支所長。

○妙高支所長（関 栄朗） お答えいたします。

部屋の使用料、それからこういった光熱水費等の含めた考え方をしております。1点だけお答えすると、妙高地域については今ガスがない地域でございますので、今回の場合は電気として調理室ですかね、供給するという仕組みになってございます。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） ありがとうございます。ということであればなおさら今度電気の子メーターつけて計算したほうが余計分かりやすくなるので、今後、たまたま今コミュニティセンターを例題に上げましたけども、妙高市全体の使用料についてもお考え直しいただいたほうが、電気料金は多分これからどんどん上がってきて、地熱発電等が成功すればまた安くなる可能性もあるかと思いますが、自然エネルギーを使えば。ただ、今のところは下がることなく徐々に上がっていくのが見えていますので、市内の方々は税金もいただいていますし、市内の活動活発にし

てもらうためにそれはそれで当たり前のことと思いますが、市外で営利目的というのがどうも解せないというのだけ御承知おきいただければと。特に回答は必要ございません。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第39号 妙高市妙高コミュニティセンター条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 指定管理者の指定について（妙高市テレワーク研修交流施設）

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第47号 指定管理者の指定について（妙高市テレワーク研修交流施設）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） ただいま議題となりました議案第47号 指定管理者の指定（妙高市テレワーク研修交流施設）について御説明申し上げます。

本案は、来月1日から供用開始を予定しております妙高市テレワーク研修交流施設について指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、一般社団法人妙高ツーリズムマネジメントを指定管理者として指定したいものであります。

指定期間につきましては、指定管理者制度の運用指針に基づき、指定管理者の専門性を発揮し、安定した事業収入を確保するために時間を要する見込みであることから、令和4年7月から令和14年3月までの10年としております。

おめくりいただき、議案第47号参考の2、指定の理由の主なものにつきましては、当団体が持つ会員ネットワーク等を活用し、妙高の自然を生かしたワーケーションの推進並びに施設利用者や地域事業者などとの連携によるプラットフォームの構築や事業推進等により、関係人口やビジネス機会の創出による地域経済の活性化が期待されることなどから、当施設の指定管理者として指定したいものであります。

以上、議案第47号 指定管理者の指定（妙高市テレワーク研修交流施設）につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第47号に対する質疑を行います。

渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 何かしつこいようですが、テレワーク施設、利用者があって初めて生きてくるところなんですが、その利用者の確保について、ツーリズムマネジメントさん、どんな手くだをお持ちなのかとか、どういう方面にお声かけされるつもりかというのは、そういうのはお聞きになっていますでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） お答えいたします。

ツーリズムマネジメントさんもこれまでもワーケーション等々おやりになっています。私もよく言っておりますけれども、送り出し企業との連携というのがやはり一番の肝だ、ポイントだというふうに考えています。その点で今ツーリズムマネジメントさんはJALですとか、あるいは首都圏のIT事業者ですとか、そういった人脈ネットワークをお持ちで、そういったところからの送り出しというのを今まず予定しているというふうに聞いております。

○委員長（岩崎芳昭） 渡部委員。

○渡部委員（渡部道宏） 多分その審査の段階であったかと思うんですけど、ツーリズムマネジメントさんは大体何名くらいをこの施設利用されるというような提案というんでしょうかね、そういうのされていらっしゃるんでしょうかね。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 今年度7月からでございますので、1年間ないということですけども、おおむねですけど、あらあらの見込みでは900名くらいを想定しているというふうに聞いております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 1点お願いします。

今までもワーケーションについては、グリーンツーリズム推進協議会のほうでも2年前ぐらいから取組をしております。この間6月5日の新潟日報には「楽しく働く極意とは」ということで、グリーン・ツーリズム推進協議会の竹内さん、専任の方ですね、一生懸命やっただいておりますけれども、いろんな東京の企業だとか、それとの連絡だとか、プログラム開発とか、一生懸命やっただいているなというふうに私は思っております。そういった中でワーケーション、ハートランド妙高を中心としながら企業の都市部と地域を行き来する仕組みをつくっていくとか、こういったことを今もう既に始めているわけですよね。そういったものとの連携、どういう使い分けをするのか、何か複眼的に見えて、あっちもこっちもみたいな気がしてしょうがないんですけども、やはり妙高市としてワーケーションこういうふうに取り組むというのは一貫した形で取り組む、そしてそれを民間にも広げていく、地域の活性化につなげていくということなんだろうというふうに私は思っているんですけども、肝心要の市の取組がですね、何か複眼的になるような気がしてしょうがないんですけども、そこら辺の使い分けだとか、あるいは今までやったグリーン・ツーとの連携だとか、これについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まず、ワーケーションに対する基本的な考え方ですけども、やはり利用者目線に立つ、それがまず一番だと思っています。そういう意味ではいろいろなワーケーションの類型があってもそれはいいだろうというふうに思っています。これまでのGT協さんはいわゆる企業向けの研修を中心としたラーニングワーケーションを一つの売りでやってきました。それに対する、求めている企業さんにとっては素晴らしい内容だという評価をいただいております。今妙高ツーリズムマネジメントさんがおやりになろうとするのは、まさに国立公園妙高の中で雄大な景観、脱炭素、ゼロカーボンの中で観光目線に立った、いわゆるいろいろな楽しみを持ったりとか、あるいは食であったりですとか、そういった視点でのワーケーションという路線をやりたいという意向を持っています。それぞれの持ち味をそれぞれ掛け合わせながら、そしてそれぞれが争うんじゃなくて共存共栄をしていく、お互いにこのところは分かってほしい、このところは皆さんのところでやってほしいというような連携をしながらやっていこうということで、これまでお話し合いをしていますので、これからもそういうふうになっていくとい

うふうに思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 確かにG T協の組織もDMOのメンバーの一つになっておりますし、それは十分お互い調整はしているんだろうと思うんですけど、こういった新しい流れがどんどん出てくるときに、このままでいいのかなという気がいたします。両方とも定着型ツアー、旅行業の許可を得てもらってやったりしておりますし、似通ったところ非常に、出発点は違う、都市と農村交流が始まったり、それから観光協会から衣替えしたりして違うんだけれども、だんだん、だんだん一緒になってきて、目指すところが重なってきているなという気がいたします。そういった部分からするとですね、ひとつ大きな市の行政の方向として一本化するとか、そんなようなことで人材の有効活用、DMOもこの間令和4年の事業の説明会、会員向けのやつありましたけれども、行ってまいりましたけれども、メンバーががらっと変わっています。そういったことを考え合わせればですね、従来のやり方を踏襲する、やってきたことを大事にベースにして積み重ねていくということは大事だと思うんですけど、これから先新しいポストコロナ、新しい動きの中ではやはり市としても一元化して取り組んでいく必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まさにですね、今ほど委員さんの御提案のお話は、私どもも頭の中にずっとありました。ただ、今それをやる時期かどうかというところではもう少し時間を見ながら、この先の検討課題というふうに考えております。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） いずれにしても、両方の施設とも自立ということがキーワードです。いつまでも国の交付金だとか、そういったことを頼りにして、その受皿でその仕事をしているという時代ではなくなってきているだろうなと。国の方針だっところどころとっては失礼ですけども、時代の流れとともに大幅に変わりますので、それを当てにするということではなくてですね、やっぱり自立して妙高市の観光政策どうだ、都市と農村交流どうだ、ワーケーションに取り組む姿勢はどうだというのをしっかり見極めながらやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。そのためには、やはり人材の有効活用、積み重ねてきたものを使っていくということが大事だと思いますので、ぜひそこら辺のところはですね、障害もいろいろあるかと思いますが、推進していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ワーケーション施設ということで非常に今新しい分野であります。ただ私心配するのは、今のツーリズムマネジメントのスタッフで果たしてそこまで手が回るかどうかということが一番心配するわけです。いろんな今市からの補助金だとか、事業委託だとか、非常にちょっと手が回らないという状態、私は何年か続いているというふうに思っているんですがね、話を聞きますけれども、観光協会と観光局とツーリズムマネジメントとちょっと区別がなっていないということで、お互いに分野が重なっているところもありますし、当然観光局でやらなくちゃいけないところをツーリズムマネジメントがやると。最近イベント会社みたいなことになりそうな雰囲気なんですよ。そういうことで現在のツーリズムマネジメントのスタッフで果たしてワーケーション、これからの新しい分野、強いて言えば難しい分野ですよ、これ。どこでもワーケーション、ワーケーションということでやっていますけども、そういう中で果たして運営ができるかどうか。今年新人有望な人が1人ツーリズムマネジメントに入りましたけども、その辺の期待もあるんですけども、果たして今のスタッフでこれからの妙高市の一

つの目玉としていかになくちゃいけない、そういう施設の運営管理ができるかどうかというのはちょっと心配なんです、その辺はいかがですか。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 職員体制の関係でございますけども、私ども承知している範囲の中では今総務部、それから企画事業部等々で11名ほどいらっしゃる。それから、今ほど委員さんお話のあったとおりこの5月には1名増員されているという状況と聞いています。具体的な中身についてなんです、観光振興ですとか、ワーケーション等々についてはこれまでもやってきている実績があるといったところでは、今回新しくワーケーション施設、テレワーク研修交流施設の維持管理をまかしてもらいますけども、内容そのものは全く新しいのをやるというんじゃないで、従来やってきたものの延長、拡大に当たるというふうにも聞いておりますし、この11名、12名のメンバーのほかにも地域アドバイザーというものを、それアドバイザーですけど、そういった外部人材からも活用していわゆる力になってもらうというようなことも考えていらっしゃいますので、大丈夫だというふうに聞いておりますので、私どもも期待したいというふうに思っています。

○委員長（岩崎芳昭） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私さっき申しましたけど、イベント会社と。普通ツーリズムマネジメントの目的というのは、地域づくりをどうするか、観光地づくりをどうするかという一つのある意味ではソフト部門を担う部門だというふうに思うんですね。今までは、ソフトもハードも両方やってきたので、どっちつかずということで非常にいろいろな問題が出てきたわけですけども、その辺をやっぱりソフト部門、いわゆるマネジメントということで専門的にそれを観光局のほうへ情報を伝えるという、こういうシステムを取っていれば、今の状況でもワーケーション施設は可能だと思うんですが、その辺のいわゆる組織じゃなくて道ですね、運営する道筋をきちっと、観光局とツーリズムマネジメントの区分けをきちっとして、これからそういう、ワーケーションも別にイベントではないわけですよ、これは。そういうことでいいんですけども、そういうような状況でありますので、ぜひとも観光局、それからツーリズムマネジメントの仕分けではないんですが、そういうものもこれからきちっとしていただきたいということで、ワーケーション施設も成功していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ワーケーション施設が完成するに当たり、今までビジターセンターの管理者、また今回のワーケーションの指定管理者が同じなら一番いいのかなと思っていた方は多いと思うんですが、今回違いました。ということになりますと、今後上手に連携をしていくということがひとつ必要なのと、それから地域の宿泊業者、またちょっと杉野沢のほうへ行くと民宿がたくさんありますが、民宿に来られる方はやはりWi-Fi環境にないとかということになればワーケーション施設使いたいだろうなと思います。また、来たはいいんですが、周りで食べるものの食堂、レストラン、そういうものがどこにあるのか、どういうメニューがあるのか、またレジャー施設もグラウンドとか、ほっとランドとか、スキー場も近くにありますが、要は情報発信というか、地域とつながるというツールがないと、せっかくお客さんが来てそのまま帰られたんじゃないもったいないので、どのようにDMOさんが広く連携をしていくかというのがちょっと私も想像がつかないんですが、それによってDMOの価値も上がるのかなと思うので、その点市役所としてどのようにDMOさんに連携の仕方とか、そういうのを要望されているのかというのを聞きたいと思います。

○委員長（岩崎芳昭） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 委員おっしゃるとおりでございます、これからのあの一帯のエリアのいわゆる盛衰と

言ったらいいんでしょうか、発展はやはりこれからの進め方にあるかなと思っています。それこそテレワークの指定管理者、議決は今日いただいた後、最終日でございますけども、実務的にはこちらの団体さんと、それからビクターセンターの管理者と、それから私ども行政が入って何回か打合せをさせてきていただいております。やはりそれぞれの得意分野をそれぞれが共存共栄で相乗効果を出しながら、こういうふうにやっていけばよりいいよねというような意見出しをしつつ、今そういう情報共有、情報交換をしているところでございます。この打合せについては、これからも定例的にやっっていこうというふうにしておりますので、また今後引き続き行ってまいります。

○委員長（岩崎芳昭） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 本当にお客の取り合いをしても仕方がないので、逆に足りないところを補い合いながら、地域も潤うという形がいいと思いますし、また来てくれた方もちょっと息抜きにいもり池を回るとか、サイクリングをするとか、妙高市全体的なことを考えると、例えばそのままロッテに降りてきてもらうとか、それこそ関山も宝蔵院がありますし、また斐太のほうにもいろいろ有名な名所がありますので、池の平、妙高高原地域に限らず、妙高市全体がここを中心になってやってもらえるような、そういう形をぜひとも形成してもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第47号 指定管理者の指定について（妙高市テレワーク研修交流施設）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項

○委員長（岩崎芳昭） 次に、議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） ただいま議題となりました議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

8、9ページを御覧ください。歳入、20款1項6目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金は、歳入のみの補正となりますが、国との協議を踏まえ、これまでに同基金に積み立てましたスポーツ施設等管理運営事業分を全額処分し、既存のコミュニティセンター等管理事業及びスポーツ施設管理運営事業に充当するため、基金繰入金を補正したいものであります。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（岩崎芳昭） 財務課長。

○財務課長（大野敏宏） 続きますして、財務課所管事項について御説明いたします。

歳入ですが、8ページ、9ページを御覧ください。下段21款1項1目繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものでございます。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（岩崎芳昭） これより議案第49号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 歳入だけが所管ということですので、それに限って質疑します。21款1項の繰越金なんですけれども、5億円当初予算のところ9659万1000円の増額補正ということになります。通常ですともっと繰越金多いんですけれども、令和2年の当初の予算も5億円ですけれども、決算のときには20億7000万円になっておりますし、そのほかに10億円のコロナ基金の積立てということで、実質的に30億円ぐらいの繰越しになったというふうに思っております。繰越しについては、次の年の補正財源として非常に重要な位置づけになっておりますので、こういったことは必要かというふうに思いますけれども、令和3年の繰越しの全体的な傾向、まだ決算済んでいないので、細かい内容については決算議会ということになりますけれども、今現在のところ今回9600万円の補正をしましたけれども、全体の予想額についてはどのように把握されているか教えていただきたいと思っております。

○委員長（岩崎芳昭） 財務課長。

○財務課長（大野敏宏） お答えいたします。

現在決算書等作成しているところでございまして、詳細なことまでは話のほうはできませんけれども、歳入におきまして、市税収入においては、当初コロナ禍の減収を想定していたところでございますが、前年並みの税収が確保できたということもございまして。そのほか地方交付税につきましても、普通交付税の追加配分等がされたことから、一般財源が増額になっている状況でございます。そのほか豪雪による除排雪経費に国県の財源を活用できたことなどの特殊事情等もございまして、令和3年度の繰越金につきましては、例年を上回る繰越額になる見込みでおります。

○委員長（岩崎芳昭） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） コロナでやれる事業ができなかったというのは、非常に市民の皆さんから見ても大丈夫かというような形に心配がされるところであります。こういう形で繰越金が多くなるということはやむを得ない事情だろうというふうに思います。そういった中で歳入を、こうやって今説明あったような形で歳入の増加に努力していただいた点については評価させていただきたいと思っておりますが、これを繰越額をどういうふうに対応するのかということにつきましては、十分これから検討していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岩崎芳昭） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第49号 令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号のうち当委員会所管事項は、原案のとおり可決されました。

○委員長（岩崎芳昭） 以上で当委員会に付託された案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申出について

○委員長（岩崎芳昭） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出についてを議題とします。

お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、お手元に配付の資料のとおり申出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申出することに決定されました。

あわせて視察の日程についてお諮りします。管内調査については、7月20日（水曜日）に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月20日に実施することに決定されました。

なお、詳細については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

次に、閉会中の継続審査（調査）のうちいわゆる所管事務調査については、委員、執行部側のいずれからも申出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（岩崎芳昭） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申出しないことに決定されました。

○委員長（岩崎芳昭） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これもちまして総務委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午前11時00分